改正

平成 元年 三月条例第三四号

平成一二年一二月条例第六八号

平成一三年 三月条例第三九号

平成一四年一二月条例第三三号

平成一七年 六月条例第三八号

平成二六年 三月二〇日条例第一九号

平成三〇年 三月二八日条例第八号

平成三一年 三月二九日条例第二〇号

江戸川区臨海球技場条例

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区臨海球技場(以下「球技場」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上に寄与する ため、球技場を次のとおり設置する。

名称 位置

江戸川区臨海球技場 江戸川区臨海町一丁目一番二号

一部改正〔平成一四年条例三三号・三〇年八号〕

(事業)

- 第三条 球技場は、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 一 球技場の利用に関すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、江戸川区長(以下「区長」という。)が必要と認める事業に関すること。
 - 一部改正[平成三〇年条例八号]

(利用承認)

第四条 球技場を利用しようとする者は、第十四条の規定により区長が指定する者(以下「指定管理者」という。)の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。
 - 一部改正〔平成一七年条例三八号〕

(利用の不承認)

- 第五条 指定管理者は、球技場の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しない。
 - 一 公益を害するおそれがあると認めるとき。
 - 二 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
 - 三 その他管理上支障があると認めるとき。
 - 一部改正〔平成一七年条例三八号〕

(利用料金)

- 第六条 球技場の施設及びその利用料金(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。
- 2 球技場の付帯設備及びその利用料金は、江戸川区規則(以下「規則」という。)の定めるところによる。
- 3 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、直ちに前二項に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。
 - 一部改正〔平成元年条例三四号・一三年三九号・一七年三八号〕

(利用料金の不還付)

- 第七条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるとさは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。
 - 一部改正〔平成一七年条例三八号〕

(利用承認の取消し等)

- 第八条 指定管理者は、球技場の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。
 - この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
 - 二 利用の目的に反し、又は利用の条件に違反したとき。
 - 三 災害その他の事故により利用ができなくなつたとき。
 - 四 その他指定管理者が特に必要と認めるとき。
 - 一部改正〔平成一七年条例三八号・三〇年八号〕

(原状回復の義務)

- 第九条 利用者は、その利用が終わつたとき、又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。
- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が執行し、その費用を利用者から徴収する。
 - 一部改正〔平成一七年条例三八号〕

(利用権の譲渡等の禁止)

- 第十条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
 - 一部改正〔平成三一年条例二〇号〕

(損害賠償の義務)

- 第十一条 利用者は、施設若しくは付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。
 - 一部改正〔平成一七年条例三八号・三〇年八号〕

(特別の設備等の使用)

第十二条 利用者は、球技場の利用に際し、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付 帯設備以外のものを使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

全部改正〔平成一七年条例三八号〕

(開場時間等)

第十三条 球技場の開場時間及び休場日は、規則で定める。

全部改正[平成一七年条例三八号]

(球技場の管理)

第十四条 球技場の管理は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者に行わせることができる。

追加〔平成一七年条例三八号〕

(指定管理者が行う業務)

- 第十五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 利用の承認、利用の取消しその他球技場の運営に関すること。
 - 二 施設等の維持管理(軽微な修繕工事を含む。)に関すること。
 - 三前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関すること。

追加〔平成一七年条例三八号〕、一部改正〔平成三○年条例八号〕

(指定管理者の指定等)

- 第十六条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、 公募するものとする。
- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し なければならない。
- 3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、球技場の設置 目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、 議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

追加〔平成一七年条例三八号〕

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例三八号〕

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成元年三月規則第九号で、同元年三月十五日から施行)

付 則(中間省略)

付 則(平成一七年六月二四日条例第三八号)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第十三条の次に三条を加える改正規定(第十六条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江戸川区臨海球技場条例別表の規定は、施行日以後に利用の承認を受ける者から適用し、同日前に利用する者及び既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則(平成二六年三月二〇日条例第一九号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区臨海球技場条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から 適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前 の例による。

付 則(平成三〇年三月二八日条例第八号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成三一年三月二九日条例第二〇号)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表(第六条関係)

利用者の区分	単位	利用料金
一般(高校生以上)	一面一時間	一、五七〇円
中学生以下		無料

備考

- 一 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合に限り、三十分を単位として、開場時間外の利用ができる。この場合には、規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。
- 二 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定利用料金の五割相当額を 増徴する。
- 三 体育目的以外の行事に利用する場合は、規定利用料金の三十割相当額を増徴する。 全部改正〔平成一七年条例三八号〕、一部改正〔平成二六年条例一九号・三一年二〇号〕